

## 「電気自動車等充電設備」設置補助のご案内

薩摩川内市では、再生可能エネルギー利用を促進し、温室効果ガス排出量を低減すること、災害に強いまちづくりを目的に、電気自動車等充電設備の設置に対して補助を行います。ぜひ、ご利用ください。

※国（経済産業省が採択した補助事業者。以下「国採択事業者」）が実施する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」を受けられた個人、法人等に対して、市が上乗せ補助するものです。

### ○申請できる者（以下の4つすべてを満たしている者が申請できます）

- ① 電気自動車等充電設備を設置された市内に住所又は事業所（支店、営業所等含む）を有する者（個人、法人等）
- ② 国採択事業者が実施する補助事業に平成25年4月1日以後に応募し、設置した電気自動車等充電設備に係る補助金確定通知書を受領された者
- ③ 市内の施工業者により電気自動車等充電設備を設置した者
- ④ 市税等を滞納していない者

### ○対象製品

上記の国採択事業者が実施する補助の対象となっている電気自動車等充電設備。

### ○補助額

国の補助金額の1/2（50万円を上限とします。なお、千円未満は切り捨て）

### ○必要書類 【チェックシートとしてご利用いただけます】

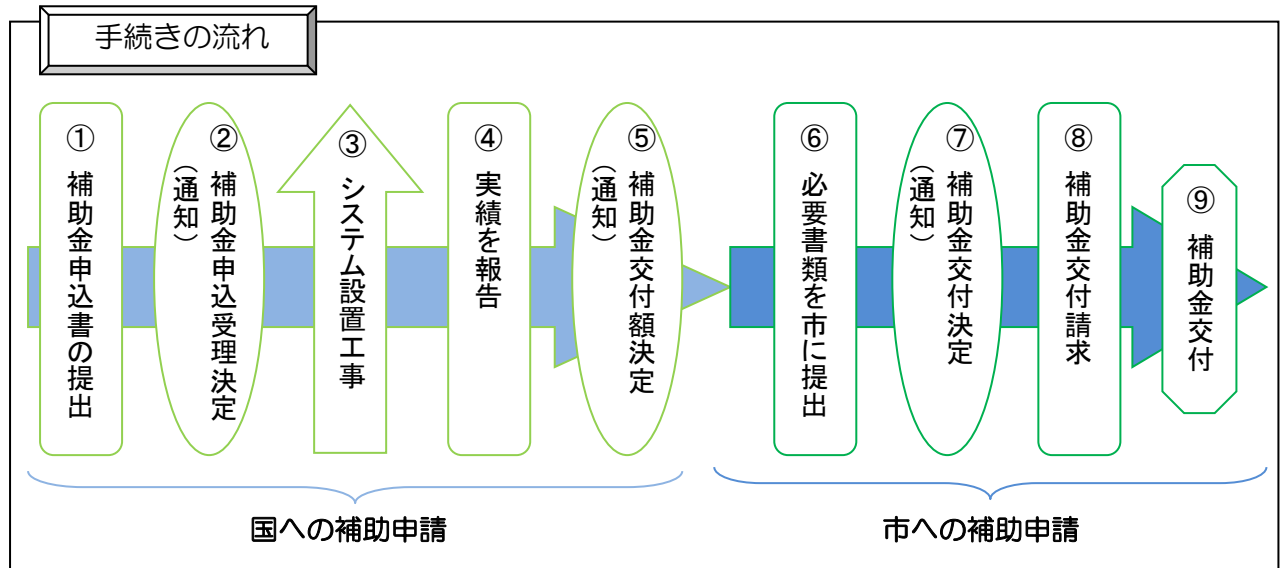
- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 市内の施工業者による設置が確認できる書類の写し  
※薩摩川内市内の施工業者による設備導入が提出書類で確認できない場合に必要
- 工事請負契約書の写し（設置経費の内訳が明記されているもの）
- 電気自動車等充電設備の設置状況が分かる写真（カラーで国採択事業者に提出した写真と同じもの）
- 「実績報告書類一式」及びその添付書類等の写し一式（国採択事業者に提出したもの）
- 「補助金額確定通知書」の写し（国採択事業者より受領したもの）
- 充電設備代金及び設置関連工事代金の支払領収書の写し（国採択事業者に提出したもの）
- 住民票（3カ月以内に発行されたもの）（法人の場合は、住所の確認ができる書類【営業証明書等】）
- 市税等の滞納のない証明書（市補助金申請の直近（1ヶ月以内）に発行されたもの）  
\*住民票・市税等滞納のない証明書を発行するには窓口で公的身分証明書の提示が必要になります
- 承諾書（調査等の実施に係る承諾）（第2号様式）
- 補助金請求書及び口座通帳の写し

# ☆地球にやさしい環境整備事業補助金（2019年4月～）

## ○申請手続き

まずは国採択事業者への申請手続きを行ってください。手続き完了後、国採択事業者から受けた補助金交付決定通知書の写しを添付して、市への申請手続きが行えます。

**※ 国の補助を受けた方が、市の補助対象者になります。**



## ○設置される方への注意事項

### 《申請について》

- ◆ 補助金交付申請の受付は、窓口でのみ行います。(郵送不可)
- ◆ 国からの補助金交付決定通知書を受領してから、60日を過ぎると申請することができません。
- ◆ 2020年3月31日までに申請してください。ただし、受付件数が予算に達した時点で、補助は終了となる場合があります。
- ◆ 書類に使用する印鑑は、同一のものを使用してください。(スタンプ印(シャチハタ等)不可)
- ◆ 市税等の滞納のない証明書は、本庁または各支所税務窓口で補助金交付申請書をおみせいただければ、無料で発行できます。

### 《申請後について》

- ◆ この補助金を利用して設置した電気自動車等充電設備は、市長の承認がなければ、法定耐用年数(8年)の期間内は処分・譲渡等することはできません。
- ◆ 補助金の交付を受けたご家庭には、太陽光発電設備の使用状況、ご家庭での電気・ガス等のエネルギー使用量等の資料提供をお願いすることとしています。ご協力をお願いします。



### 【問合せ先】

薩摩川内市役所

本庁 次世代エネルギー課

TEL:0996-23-5111